

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日報告

朝来市長 藤岡 勇

専決第2号

専決処分書

朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年朝来市条例第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

本日限りで失効する過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）について、その失効に伴う経過措置を含む過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が同日付けで公布され、翌4月1日から施行されることに伴い、当該条例の失効日を1年延長する措置を講じるため、所要の条例整備を行ったものです。

令和3年3月31日専決

朝来市長 多次 勝 昭

朝来市条例第16号

朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例

朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年朝来市条例
第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第2号資料

朝来市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。</p>